

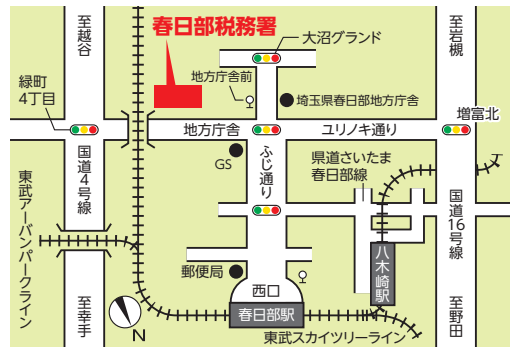
春日部税務署の所得税等の確定申告相談

春日部税務署
☎733-2111(自動音声
で案内します)

期間 3月15日(水)まで
受付時間 午前8時30分～午後4時
場所 春日部税務署(春日部市大沼2丁目12番地1)
※確定申告会場の入場には、当日配布または国税庁LINE
公式アカウントから事前に取得した入場整理券が必要です。



国税庁LINE
公式アカウント



市・県民税の申告相談会 (事前予約が必要です)

税務課市民税担当
☎768-3111(内線)127

申告相談会では、市・県民税の申告相談の他、所得税の確定申告のうち簡易なものの相談を事前予約制にてお受けしております。

市ホームページ「令和5年度市民税・県民税申告相談会の予約」
(<https://www.city.hasuda.saitama.jp/ze/kurashi/zeikin/shimin/r5/yoyaku.html>)からお願いします。なお、予約受付は3月8日(水)までです。

※インターネット予約が難しい場合、電話受付しますのでお問い合わせください。



申告相談の
予約はこちら

日程

期間	2月16日(木)～3月15日(水) 午前9時～午後4時30分(土・日曜日、祝日は休み)
場所	市役所西棟2階 第3・4会議室



※期間中は、市役所1階の税務課窓口での申告相談はご遠慮願います。

※確定申告の相談内容は所得税のみで、贈与税等の他の相談は行っていません。

～市の申告相談会でお受けできない相談～

- 事業所得、農業所得または不動産所得のあるかたで、「収支内訳書」を作成していないかた
- 令和3年分以前の確定申告をするかた
- 青色申告をするかた
- 還付申告をするかたで、源泉徴収票のないかた
- 住宅借入金等特別控除の申告をするかた(ただし、2年目以降で、税務署から送られてきた証明書をお持ちのかたは除く)
- 住宅耐震改修特別控除の申告をするかた
- 分離課税の申告をするかた(土地・建物・株式等の譲渡、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算、山林所得、退職所得など)
- 総合譲渡所得の申告をするかた
- 外国税額控除のあるかた
- 雑損控除のあるかた

必要な物

必要なもの	補足
市・県民税申告書、添付書類台紙	市・県民税申告書が市税務課から送られてきたかたは、その申告書をお持ちください。
申告者の個人番号確認書類	個人番号カード(裏面)・通知カード・個人番号記載の住民票のいずれかの原本または写し
申請者の本人確認書類	個人番号カード(表面)・運転免許証・公的医療保険の被保険者証・パスポート・障害者手帳・在留カード等のいずれかの原本または写し
配偶者、扶養親族の個人番号等が確認できるもの	控除対象者または同一生計配偶者の個人番号・生年月日・住所が確認できるもの
令和4年中の所得の分かるもの	源泉徴収票、支払調書、事業所得・農業所得・不動産所得の収支内訳書など ※源泉徴収票を受け取っていない場合や紛失の場合は、支払者にお問い合わせください。
控除を受けるもの	生命保険料や地震保険料の控除証明書、社会保険料の領収書・証明書、学生証、障害者手帳、医療費控除またはセルフメディケーション税制の明細書
確定申告のお知らせはがき	税務署から「確定申告のお知らせはがき」が届いているかたのみ必要です。
利用者識別番号	所得税の申告をされるかたは利用者識別番号がわかるものが必要です。
口座がわかるもの	所得税の還付申告のかたは、振込み口座がわかるものをお持ちください。